

# 知っておきたい重要情報

このファクトシートは  
以下に関する基本的な  
法律情報を提供するもの  
です

家庭内暴力



別居後の養育



離婚



別居後の  
財産分与



あなたやあなたの知人がこれらの問題に直面している場合、このファクトシートをお読みください。緊急時には000に電話をしてください。緊急サービスでは女性の通訳を手配することができます。

## 家庭内暴力



家庭内暴力 (DFV) とは、あなたに恐怖を感じさせたり、傷つけたりする行為のことです。身体的暴力のことだけではありません。

もし誰かがあなたに以下のような行為を行う場合、DFVに該当します。

- あなたを傷つけたり、傷つけると脅したりする
- ビザを取り消すと脅す
- 子供を引き取ると脅す
- 継続的に連絡を取る
- あなたの同意なしにあなたの居場所を追跡する
- 薄氷を踏むような思いをさせる

DFVは許されない行為です。

家庭内暴力保護命令 (DVO) は、あなたやあなたのお子さんを将来のDFV行為から守る一助となります。

DVOは、あなたとあなたのお子さんを傷つけたり、怖がらせたりする人物に、そのような行為を止めさせるための法令です。DVOに違反しない限り、DFV行為をする人が犯罪を起こすことはありません。DVOはご自身でオンライン申請することも可能ですし、警察があなたの代理で申請することもできます。

## 離婚



オーストラリアでは、離婚は結婚生活の法的な終結です。離婚によって、子供や財産の問題が決定されることはありません。

離婚を申請するには、元パートナーと12ヶ月以上別居している必要があります。子供や財産に関する取り決めを行うために12ヶ月待つ必要はありません。こうした取り決めは、別居後いつでも行うことができます。

ただし、離婚が成立した場合は、12ヶ月以内に財産分与または元配偶者に対する扶養料の申請を行う必要があります。

DFVに関する無料相談や秘密厳守の  
アドバイスについては、電話にて  
お問い合わせください:

**1800 RESPECT (1800 737 732)**

**DVCONNECT (1800 811 811)**

毎日終日営業。

通訳の手配も可能です。

## 別居後の養育



オーストラリアでは、親は子供に対して権利を持ちません。その代わりに、親は子供のために決定を下す責任があります。

もう一方の親と別居する場合は、子供にとって安全かつ最善であることのみで同意する必要があります。子供のために自動的に等分の取り決めをするわけではありません。

取り決めをしたり、書類に署名したりする前に、あなたが持つ選択肢について法的アドバイスを受けることが重要です。



## 別居後の財産分与



裁判所は、オーストラリアおよび海外の資産や負債の所有者を変更することができます。

「財産」には、土地、家屋、ユニット、スーパーアニュエーション、車、宝石、金銭、一部の負債が含まれます。

別居する際、財産が自動的に折半されるわけではありません。

取り決めをしたり、書類に署名したりする前に、あなたが持つ選択肢や権利について法的アドバイスを受けることが重要です。



## 法的サポートを受ける場所



弁護士は、あなたが法的選択肢を理解し、情報を得た上で意思決定を行うため、法的な情報とアドバイスを与えることができます。弁護士との相談内容は秘密厳守です。

リーガル・サービスに電話をすれば通訳を手配してくれます。また、翻訳・通訳サービス (131 450) に電話することも可能です。



家庭内暴力、養育、離婚、財産に関する無料法律相談：

- ウーマンズ・リーガル・サービス・クイーンズランド  
**1800 957 957**
- リーガル・エイド・クイーンズランド  
**1300 65 11 88**

移民に関する無料法律相談：

- 難民・移民・リーガル・サービス  
**(07) 3846 9300**

免責事項：このファクトシートには一般的な情報のみが掲載されています。

法的なアドバイスではありません。最終更新2024年4月。

